

熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付要綱

制定	令和元年11月	8日	健康福祉局長決裁
改正	令和2年10月	1日	健康福祉局長決裁
	令和3年9月	29日	介護保険課長決裁
	令和4年11月	22日	介護保険課長決裁
	令和5年11月	1日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人を始めとする地域の様々な関係機関が地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、それぞれの強みを活かしつつ役割分担を図りながら、福祉ニーズへ積極的に対応することで、地域における福祉サービスの充実と重層的な支援体制の構築を図ることを目的として実施する熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成30年3月28日付け社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱」（以下「厚労省実施要綱」という。）に定める次の事業とする。

- (1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業
- (2) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 複数の法人等で構成される団体であること。
- (2) 熊本市内に介護保険施設又は介護保険事業所を運営する法人等を含む団体であること。
- (3) 団体参加者の2分の1以上が熊本市内に事業所を有する法人等である団体であること。
- (4) 申請年度中又は翌年度中に社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）の設立に至ることを想定しており、連携推進法人の設立準備会や参加予定の法人の合同研修会の開催、社会福祉連携推進業務の実施に向けたリサーチ等を実施する団体であること（第2条(1)の事業を実施する場合に限る）。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県から他の補助金等を受けている場合は対象外とする。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象となる経費及び補助金額は、補助対象経費等一覧表（別表1）のとおりとする。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める期日までに、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業応募申請書（様式第1号）及び熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業計画書（様式第2-1号）と熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業参加法人調書（様式第2-2号）を市長に提出しなければならないものとする。

(審査)

第7条 前条に規定する申請書が提出された場合は、別に定める熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業審査会において申請内容を審査し、その結果を熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助対象者選定結果通知書（様式第3-1号または様式第3-2号）にて申請者に通知するものとする。

2 前項の審査は、別に定める審査基準により行うものとする

(補助金の交付申請)

第8条 前条第1項の通知により補助対象者として選定された者は、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金所要額調書(様式第5号)
- (2) 熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業申請団体の代表者届(様式第6号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第9条 前条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第10条 前条の規定による補助金交付決定を受けた者が熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の内容等を変更しようとする場合は、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業計画変更申請書(様式第8号)に、必要に応じて第8条各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないものとする。

(申請取下げ)

第11条 補助金の交付申請をした者が申請を取り下げる場合には、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助申請取下書(様式第9号)を市長に提出しなければならないものとする。

2 第9条の規定による交付決定通知を受けている者から前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた団体等は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日、または、事業終了日の属する年度の3月末のいずれか早い日までに熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金精算書(様式第11号)
- (2) 熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金支出済額内訳書(様式第12号)
- (3) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第13条 前条の規定により実績報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を確定し、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならないものとする。

(関係書類の調査)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等に対して、当該補助金の執行状況について帳簿その他必要な書類を調査し、又は資料の提出を求めることができるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第15号)により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度末日までに市長に報告しなければならないものとする。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市に納付しなければならないものとする。

(雑則)

第17条 熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

2 令和元年度における第4条に定める補助の対象期間は平成31年4月1日からとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表1：補助対象経費等一覧表（第5条関係）

補助対象経費となる費目	補助金額
給料、職員手当等、報酬、 共済費、旅費、報償費、賃 金、需用費（消耗品費、印 刷製本費、食糧費、燃料費、 光熱水費、修繕料）、 会議費、使用料、賃借料、 役務費（雑役務費、通信運 搬費、手数料）、委託料 備品購入費（単価30万円以 上の備品を除く）	【第2条(1)の事業（社会福祉連携推進法人の設立支援事業）】 1の連携推進法人につき1回に限り、費目合計1,000千円以内 【第2条(2)の事業（法人間連携プラットフォームの設置運営事業）】 1のプラットフォームにあたり、法人等数に応じ以下のとおりと し、補助の実施期間については原則2か年までに限る 5法人以下 1,500千円以内 6法人以上、9法人以下 2,500千円以内 10法人以上 4,000千円以内 ただし、厚労省実施要綱「3. 事業内容」(2)のイ又はウのどち らか一方のみを実施するにあたっては、補助金額は上記の1/2以 内とする。 【厚労省実施要綱「3. 事業内容」(2)のエを実施する場合】 1のプラットフォームにつき1回に限り、費目合計3,200千円以 内を加算 【厚労省実施要綱「3. 事業内容」(2)のオを実施する場合】 1のプラットフォームにつき1回に限り、費目合計2,000千円以 内を加算